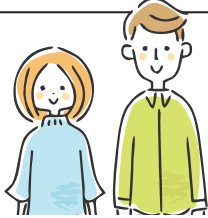


企画政策課

☎ 共生協働係 (221)

## 大崎町では結婚新生活を応援しています！

本町では、新たに結婚された夫婦を対象に、結婚を機に新しく住宅を購入または賃借した際に掛かった費用を補助しています。申請期限が令和6年3月29日までとなっておりますので、お早めにご申請ください。

補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和5年3月1日以降に結婚された夫婦</li> <li>2. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下</li> <li>3. 夫婦の合計所得が500万円未満</li> <li>4. 公的制度による家賃補助を受けていないこと</li> <li>5. 税金の滞納がないこと</li> </ol>	
補助対象経費	新居の購入費またはリフォーム費、家賃、敷金、礼金、仲介手数料、引越費用など	
補助金額	補助対象経費を合わせた額。 【上限】・29歳以下の夫婦…60万円 ・39歳以下の夫婦…30万円	

対象となる可能性のある方は  
HPでより詳細な情報をご確認ください！→



町民課

☎ マイナンバー推進係 (124)

## 出張申請もご利用ください！(病院・施設・企業・個人宅)

マイナンバーカードの申請を希望する施設や病院などへ町職員が出張し、マイナンバーカードの申請を受け付けます。

この場合、後日、マイナンバーカードを「本人限定受取郵便(特例型・書留)」や「簡易書留」でご自宅に送付することができます。申請者は役場に出向くことなく、カードのお受け取りが可能です。(役場本庁舎窓口または野方支所でのお受け取りも可能)

対象者	大崎町に住所がある方
実施日時	平日の10:00～16:00
申し込み方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>①電子メール…chomin@town.kagoshima-osaki.lg.jp</li> <li>②FAX……………099-476-1169</li> <li>③郵送……………〒899-7305 大崎町假宿1029番地 大崎町役場町民課マイナンバー推進係 宛て</li> <li>④役場窓口で直接お申し込み</li> </ol>



こちらから  
ダウンロード  
できます。



①～③の方法で申し込む場合は、出張申請申込書をお送りください。→